

令和8年度障害者芸術文化活動普及支援業務委託仕様書

1 目的

地域における障害者の芸術文化活動（以下「芸術文化活動」という。）を支援する体制を構築し、障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

2 実施期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) 障害者芸術文化活動支援センターの運営

芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という）を支援する拠点「障害者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という）を設置し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年法律第47号。以下「障害者文化芸術推進法」という。）の第7条第1項に基づく、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に定める施策の方向性を踏まえ、下記(2)から(7)の業務を実施すること。

(2) 事業所等に対する相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付けて、関係機関や専門家の紹介や専門的知見に基づくアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行うこと。

相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど工夫し、障害者芸術文化活動広域支援センター（ブロックレベルの活動支援を行う団体）や障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局（全国レベルの活動支援を行う団体）と共有すること。

(3) 芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障害特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図る。また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

なお、研修等の開催に当たっては、可能な限り参加者がオンラインで出席することを選択できるよう配慮するとともに、参加者へのアンケートを行い、結果をとりまとめること。

(4) 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援のあり方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを構築すること。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに努め、事業の実施に必要な協力を得ること（年間1回以上の会議開催を見込む）。

(5) 芸術文化活動（鑑賞・創造・発表等）に参加する機会の確保

地域における障害者の活躍の場を広げ、障害のある人ない人の区別なく地域の多様な人々との交流が促進されるよう、専門家との連携を図り、障害者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、日頃の活動成果を発表する機会、さまざまな目的や方法による地域の障害者による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保に当たっては、支援センター自らが機会を創出する方法（支援センター自ら美術分野の展示会、舞台芸術分野の発表会各1回以上創出すること）のほか、地域の他の主催者等が機会を創出するに当たり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

なお、発表等の機会の企画に当たっては、体験プログラムの企画等、障害者の芸術文化活動を支援する人材の育成にもつながるよう工夫するとともに、地域の文化、福祉、教育等の関係者や団体等と協力して実施するなど、地域にノウハウが共有されるよう努めること。

また、令和元年度に新潟県で開催された第34回国民文化祭・にいがた2019、第19回全国障害者芸術・文化祭にいがた大会における各地域の障害者芸術文化活動に係る取組が継続・発展するように各事業の実施団体に働きかけを行うこと。

(6) 情報収集・発信

展示会や公演などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、新潟県内を中心とした全国都道府県内の芸術文化活動の情報を収集し、発信するとともに、東海・北陸ブロック内において広域支援を行う実施団体及び全国レベルにおいて活動支援を行う実施団体と連携し、特定の者に限られることのないよう、幅広く得られた情報の活用を行う。また、可能な限り、国内外の情報収集・発信にも努める。その際、障害者本人等に情報が十分届くよう工夫すること。

在宅で創作活動を行っているために、県民の目に触れておらず、発表等の機会がない者についても積極的に発掘を行うこと。

(7) 報告

上記(1)～(6)について実施状況を取りまとめ、委託期間終了後速やかに報告

書（様式は委託者と協議して定める）を作成し、委託者に報告すること。

4 実施上の留意点

- (1) 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール・体制計画を作成し、委託者の承認を得て、業務を実施すること。
- (2) 受託者は委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局、障害者芸術文化活動広域支援センター及び各都道府県の障害者芸術文化活動支援センター（都道府県レベルの活動支援を行う団体）と連携・協力のもと、事業に取り組むこと。
- (4) 全国障害者芸術・文化祭開催県に配置されるコーディネーターと調整の上、本県で開催する事業について全国障害者芸術・文化祭との連携・協力が図られるよう努めること。
- (5) 事業に取り組む際に、新潟県障害者芸術文化祭との連携・協力が図られるよう努めること。
- (6) 事業に取り組む際に、必要に応じて手話通訳者等の意思疎通支援者を配置すること。
- (7) 事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供を行うものとする。
- (8) 業務において個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

5 成果物の提出

- (1) 成果物（1部及び電子データ）
 - ア 年間報告書
 - イ そのほか、本業務で作成した資料のうち、委託者が指示する資料
- (2) 留意点
 - ア 受託者がデジタル化し、委託者に納入した成果物に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む）は、委託者に帰属するものとする。
 - イ 写真等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、委託者は責任を負わないこと。

(3) 納品場所
新潟県福祉保健部障害福祉課

(4) 納期
令和9年3月31日

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。